

## 改正の概要

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱 (No.67)

### 1 建設業法施行令の改正に伴うもの

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、

- ① 主任技術者等の現場専任が必須となる工事が、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上から、請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上に改正され、
- ② 監理技術者の配置が必要になる等の制約がある工事が、下請総額4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上から、下請総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上に改正され

たことによる、関係条項（第11条第5号イ・ウ）及び関係様式（様式第2号）の改正をする。

### 2 建設業法の改正に伴うもの

令和3年法律第37号による一部改正、及び令和元年法律第30号による一部改正に伴うものとして、「特例監理技術者」の規定の追加（第11条第5号ウ・エ）や、著しく短い工期の禁止規定の追加（第6条第5項）や、条ズレの修正を行う。

### 3 その他について

その他、基本的に引用する法律の条文に準じ、文言の整理等をする。

### 4 施行期日

令和5年1月1日

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱の一部を改正する要綱 (No.67)

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p>(適正な下請契約の締結等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 元請負人は、下請契約を締結するまでに、あらかじめ、当該下請契約に関する事項についてできる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けなければならない。(法第20条第4項、令第6条)</p> <p>3及び4 省略</p> <p><b>5 元請負人は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結してはならない。(法第19条の5)</b></p> <p><b>6及び7</b> 省略</p> <p><b>8</b> 元請負人は、下請負人からその請け負った<b>建設工事</b>が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(法第24条の4第1項)</p> <p><b>9</b> 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに、当該<b>建設工事の</b>目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、あらかじめ下請契約において定められた工事完成の日から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。(法第24条の4第2項)</p>	<p>(適正な下請契約の締結等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 元請負人は、下請契約を締結するまでに、あらかじめ、当該下請契約に関する事項についてできる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けなければならない。(法第20条第3項、令第6条)</p> <p>3及び4 省略</p> <p>(追加)</p> <p><b>5及び6</b> 省略</p> <p><b>7</b> 元請負人は、下請負人からその請け負った<b>工事</b>が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(法第24条の4 )</p> <p><b>8</b> 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに、当該<b>工事</b>目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、あらかじめ下請契約において定められた工事完成の日から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。(法第24条の4第2項)</p>

(下請代金の支払の適正化等)

第7条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として\_\_\_\_\_支払うよう十分配慮すること。(法第24条の3第3項、指針第4(2)エ)
- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から**1か月**以内で、かつ、できる限り短い期間内に\_\_\_\_\_支払うこと。(法第24条の3第1項)
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。(指針第4(1)オ)
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその**建設工事**の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。(指針第4(2)オ)
- (5)～(8) 省略
- (9) 法による特定建設業の許可を受けた建設業者(以下「特定建設業者」という。)が注文者となった下請契約(下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。)における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日(引渡しの日について前条**第9項**ただし書の特約がなされている場合

(下請代金の支払の適正化等)

第7条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として**現金で**支払うよう十分配慮すること。(法第24条の3第3項、指針第4(2)エ)
- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から**1ヶ月**以内で、かつ、できる限り短い期間内に**代金を**支払うこと。(法第24条の3第1項)
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。(指針第4(1)オ)
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその**工事**の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。(指針第4(2)オ)
- (5)～(8) 省略
- (9) 法による特定建設業の許可を受けた建設業者(以下「特定建設業者」という。)が注文者となった下請契約(下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。)における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日(引渡しの日について前条**第8項**ただし書の特約がなされている場合

は、その日。**以下この項**において同じ。) から起算して50日**を経過する日以前**で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。(法第24条の6第1項、**令第7条の2**)

(10) 前号に規定する支払期日を定めなかった場合は**引渡し**の**申出の日が、前号の規定に違反して**支払期日**が定められた場合は引渡し**の**申出の日から起算して**50日を経過する日**が支払期日と定められたものとみなす。**(法第24条の6第2項)

(11) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、**引渡し**の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(法第24条の6第4項**後段**)

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第10条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対し、第3条から第7条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

2 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に務めるものとする。(法**第24条の7**)

(受注元請負人の遵守事項)

第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

は、その日。**次号**において同じ。) から起算して50日**以内**で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。(法第24条の6第1項)

(10) 前号に規定する支払期日を定めなかった場合は**又は51日以降の日を**支払期日**と定められた場合に**おいても、**支払期日は**50日を経過する日**に**定められたものとみなす。(法第24条の6第2項)

(11) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、**前条第8項本文**の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(法第24条の6第4項)

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第10条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対し、第3条から第7条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

2 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に務めるものとする。(法**第24条の6**)

(受注元請負人の遵守事項)

第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 受注元請人は、下請契約（変更契約を含む。\_\_\_\_\_）を締結する**ときは**、下請工事契約時チェックリスト（様式第2号）を作成し、適正な契約締結がなされているか確認するものとする。なお、\_\_\_\_\_ **受注元請負人以外の元請負人**は、下請契約（**変更契約を含む。**）を締結した**ときは**、遅滞なく、**数次の下請契約により行われる場合は他の関係元請負人を通じ**、受注元請人に対して契約書及び下請工事契約時チェックリストの写しを提出するものとする。
- (2) **受注元請人は**、受注した工事毎に\_\_\_\_\_、下請工事を施工するまでに他の**全て**の元請負人及び下請負人に対して、総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置き、下請負人指導責任者届（様式第3号）を市長に提出するものとする。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができる。
- (3)及び(4) 省略
- (5) **受注元請負人は**、工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。
- ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りでない。
- イ 下請契約金額が**4,500万円**（建築一式工事にあつては**7,000万円**）以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は、主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。（法第26条第2項、**令第2条**）

- (1) 受注元請人は、下請契約（変更契約を含む。**以下この項において同じ。**）を締結する**ときは** 下請工事契約時チェックリスト（様式第2号）を作成し、適正な契約締結がなされているか確認するものとする。なお、**市から直接工事を請け負った受注元請 以外の元請**は、下請契約\_\_\_\_\_を締結した**ときは** 遅滞なく**自ら元請を通じ** \_\_\_\_\_受注元請人に対して契約書及び下請工事契約時チェックリストの写しを提出するものとする。
- (2) \_\_\_\_\_受注した工事毎に**受注元請人は**、下請工事を施工するまでに他の**すべて**の元請負人及び下請負人に対して、総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置き、下請負人指導責任者届（様式第3号）を市長に提出するものとする。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができる。
- (3)及び(4) 省略
- (5) **受注元請負人は** 工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。
- ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りでない。
- イ 下請契約金額が**4,000万円**（建築一式工事にあつては**6,000万円**）以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は、主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。（法第26条第2項\_\_\_\_\_）

ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者）は、工事現場に専任であること。（法第26条第3項、令第27条第1項）

エ 監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。（法第26条第5項）

(6) 省略

様式第2号（第11条関係）

様式中の一部について

	項目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、 <u>4,500万円</u> （建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u> ）を超える金額の下請発注は行っていない。		
(省略)			

ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者\_\_\_\_\_は、工事現場に専任であること。（法第26条第2項\_\_\_\_\_）

エ 監理技術者\_\_\_\_\_は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。（法第26条第5項）

(6) 省略

様式第2号（第11条関係）

様式中の一部について

	項目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、 <u>4,000万円</u> （建築一式工事の場合は <u>6,000万円</u> ）を超える金額の下請発注は行っていない。		
(省略)			

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。